

若宮町誌 : 第二編第五章『平安時代の金生荘 : はじめに』

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17767>

出版情報 : 若宮町誌, 2005-03. 若宮町誌編さん委員会
バージョン :
権利関係 :

第五章 平安時代の金生荘

一 はじめに

町内に金生という村があつて、カノウと読む。この名前は『和名類聚抄』という平安時代の書物に登場している。『和名類聚抄』は、今から一〇〇〇年以上も前の承平年間（九三一～九三八）の成立で、郡の名前と郷の名前が記されている。筑前国には遠賀・嘉麻・穂波・宗像・糟屋といった郡に並んで鞍手の名前がみえる。江戸時代が終わるまで、これら各郡の名前、枠組みは変わらなかつた。明治になつて嘉麻、穂波が嘉穂郡になつたりはしたが、多くはそのまゝに、今も使われている。鞍手郡内の郷名は次のとおりである。

鞍手郡

金生―加奈布 二田―布多多 生見―以久美、以無美 十市―止布知

新分―爾比岐多 粥田―加都多

以上のように、当時鞍手郡は六つの郷から構成されていた。新北（鞍手町新北^{にまた}）、粥田（宮田町香井田・額田町）、生見（宮田町大字宮田字生見^{めぐみ}）など、古代郷名が地名として現存していることがわかる。金生には「加奈布」と読むという注記がある。金生も今と同様に金生と書いて「かなふ」（かのう）と発音されていた。これらの地名がよほどに古いものであると確認できる。比定地未詳は二田である。十市については若宮町大字沼口に字

都地と字都地原とがあり、ここに比定されている。

さてそのなかで、金生に関しては多くの古文書が残っている。東京芸術大学が所管する国宝「観世音寺資財帳」がそれである。延喜五年（九〇五）に観世音寺の所領・建物ほか財産目録が作られた。これを資財帳といい、これは観世音寺僧の引継文書として大切に保存された。保安元年（一一二〇）観世音寺領は、東大寺の所領になった。それによって資財帳が東大寺文書として伝来したのである。貴重な史料も、いつしか東大寺から流出した。そういう経緯があつて、国宝に指定されて、今は国保有になっている（週刊朝日百科『日本の国宝』50）。全三巻にも及ぶ膨大なものだが、そのなかに金生封が「金成郷」として登場している。金生が観世音寺の封（所領）となり、さらにそこには「鞍手郡五十畑 金成郷」と記載されていた。金成郷とあるが金生郷の誤りか、あるいはこれで「かのう」と読ませていたかのいずれかである。嘉麻郡五十畑が碓井封にあつて、延喜五年の段階で筑前国にあった観世音寺の所領となつた家は、合計壹百畑（一〇〇戸）であつた。

ところがそれより早く、この一〇〇戸がみえている史料に「新抄格勅符抄」という法令集がある。成立年代は不明ながら、奈良・平安時代の太政官符（太政官からの指令文書）や太政官牒（ちよ対等の官に宛てた文書）を収めている。そのなかの大同元年（八〇六）牒（寺封部）に「大宰観音寺 二百戸 丙戌年施 筑前国百戸 筑後国百戸」とある。この筑前分が、先の観世音寺の封壹百畑の前身ではないかと考えられる。丙戌とは干支えとであり、この干支は六〇年に一度しかこない。じつはこの大同元年が丙戌であつた。しかし当該年となる大同元年をさしているのであれば、このような表現はしないだろう。「施」の意味は「施入」であつて、成立起源をさすと考えられる。ただし再施入が行われたのならば、その年が記された可能性もある。

観世音寺の封のことは、大同元年以前にも、『続日本紀』および『扶桑略記』の大宝元年（七〇二）八月条や、

『続日本紀』の天平十年（七三八）の三月条にもみえている。仮にそれらよりも早く「丙戌」年を求めるとなると、大宝元年以前の丙戌は天武十四年、すなわち持統元年にあたる朱鳥元年（六八六）しかない。大同元年の二一〇年前であった。観世音寺は母斉明天皇（皇極天皇）の冥福を祈った天智天皇（中大兄皇子、六二六～六七一）の発願にかかる。斉明天皇は斉明七年（六六一）に百済救援軍を率いて朝倉宮に駐留中に病死している。九州に菩提寺を建設する必要があった。しかし在世中には完成せず、長い年月を要し天平十八年（七四六）に完成した。康治三年観世音寺解に「尋草創者則 天智天皇之聖代、終土木者亦 天武皇帝之明時也」（明時は太平の世、聖代に対応する言葉）とあるから、平安時代の寺伝では天武天皇のとき（～六八六）に完成したとしている。天武天皇の母も斉明天皇である。晩年こそ対立した兄ではあったが、自分の時代の最後に、観世音寺の主要伽藍を整備し、財政基盤を確立した。遺志は妻であり、天智天皇二女でもあった持統天皇に継承された。

天平宝字五年（七六一）観世音寺に戒壇院が置かれたように、観世音寺は官寺（国営寺院）である。おそらく金生封は、「丙戌」年すなわち朱鳥元年（六八六）に観世音寺領に定められた。建設途上にあつた国営寺院の維持費と建設費をまかなう国営農圃^{のうは}になつたわけである。大宰府の強い管理下にあつて、以後も寺領として機能したが、やがてそれが困難になると、保安元年（一一二〇）東大寺末寺となつて、その領に移管された。



東大寺大仏殿

このように金生封の歴史は今から一三〇〇年以上も前からわかる。日本には無数の村があるが、このように古い歴史がわかる地域はきわめて少ない。

平安時代になってからの金生封の歴史も詳しくわかる。長承二年（一一三三）の観世音寺運上米をみると、金生米一五〇石は寺領であるほかの地域よりも多く、二番目の山鹿米一〇〇石よりもはるかに多い。当時の度量衡は、現行のものとは違っていたし、さらに地域によっても違っていた。おおよその目安でいえば、金生米一五〇石は現在の四斗俵で三七五俵になる。康治二年（一一四三）観世音寺の年中仏事の相折帳をみると（相折は相節ともいい、分担を示す）、正月の行事である修正会の第七夜の毗奈迦法咒料を金生封が「立用」（負担）し、四箇日僧供二四八前料二四石八斗のうち、第四日と第十日を金生封が勤めた。一日に六二前（「前」は膳に同じ）だから一二四前、一前で一斗の計算だから、一二石四斗の負担である。また観世音寺領に四封すなわち山北封、大石封、碓井封、金生封があったが、年中仏事のうち、四箇日僧供は、四封全体で勤めることになっていた。そのための講料は各封がそれぞれ炊飯、酒分一石五斗ずつ、計三石を負担する。さらに金生封は十月十五日の大阿弥陀会僧供炊飯の四石料も負担した。金生封から取れた米は観世音寺に運ばれて、大勢いた僧侶の食事あるいは仏事の際の諸経費にあてられた。金生封は不可欠の存在であった。

また永曆二年（一一六〇）、観世音寺が本寺すなわち東大寺に年貢を送った記録がある。正米つまり東大寺に届けた米は七〇石で、それとは別にその半分に相当する米を運送費として金生封が負担した。その運送費の内訳は次のようになる。運送役の統領である樞取に五石二斗、実際の運行責任者と思われる水手は四人いて全体で一石、船の使用料が四石九斗、本賃料（漕ごとに雇う人夫・漕手の賃金）が三石五斗、欠料（米が濡れて損害が出たときの損害保険分）が二石八斗、平駄賃料が七斗と国津川下平駄賃料が一石二斗であった。平駄とはひだたのこ

とで、平田とも書き表される。延喜元年（九〇一）に成立した『新撰字鏡』に「鱶鑑狭長也 比良太也」、養和元年（一一八一）に成立した『色葉字類抄』に「鱶 ヒラダ」、慶長九年（一六〇四）、ポルトガル宣教師によって作成された『日葡辞書』に「Firada または Fitrada、川舟として使われるような、幅が広くて底の浅い舟」とある。犬鳴川上流域と遠賀川本流域で、荷を大きな鱶に積み替えた。それと別に舟の賃料もあった。国津川は遠賀川のことであろう。途中おそらく頓野か木屋瀬あたりで大型の鱶に替えた。ほかに水手への功物料、謝礼として絹二〇疋が必要だった。

このように若宮町は古代の歴史が詳細にわかる希有な地域である。



金生荘遠景